

広島大学附属三原中学校 いじめ防止基本方針

自伸会信条

- 一 私たちは 私たちの力で 伸びていこう
- 一 私たちは 人のためにつくして 感謝しよう
- 一 私たちは 私たちのきまりを 尊重しよう

平成 26 年3月
(令和7年8月改訂)

広島大学附属三原中学校



はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、本校関係者全員が生徒に関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、絶対にいじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

そこで、広島大学附属三原中学校は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」とする。）第 13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の方針」とする。）に基づき、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「広島大学附属三原中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校の教育理念は「自ら伸びよ」であり、大正 13 年には自伸会三信条、すなわち

- 一 私たちは 私たちの力で 伸びていこう
- 一 私たちは 人のためにつくして 感謝しよう
- 一 私たちは 私たちのきまりを 尊重しよう

が制定され、脈々と本校の伝統と歴史の道しるべとなっている。われわれはこの自伸会三信条を具現化することがいじめ防止に繋がると考える。自ら伸びようとする心、感謝の気持ち、正しい社会性を備えることができれば、必ずやいじめを根絶できると信じる。

もくじ

はじめに	1
------------	---

第1部 いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本的な考え方	3
1 いじめの定義	
2 いじめの基本的な認識	
II 未然防止.....	5
1 生徒や学級の実態を知る	
2 互いに認め合い，支え合い，助け合う仲間づくりを推進する	
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる	
4 教職員による組織的，継続的な対応	
5 保護者や地域の人々への働きかけ	
III 早期発見.....	8
1 いじめの認知	
2 教職員のいじめに気づく力を高める	
3 いじめ発見のきっかけ	
4 いじめの態様	
5 いじめが見えにくい理由	
6 早期発見のための手立て	
7 相談しやすい環境づくり	
IV 早期対応.....	13
1 いじめ対応の基本的な流れ	
2 いじめ発見時の緊急対応	
3 いじめが起きた場合の対応	

第2部 いじめ等への今日的対応

I ネット上のいじめへの対応	17
1 ネット上のいじめとは	
2 未然防止のためには	
3 早期発見・早期対応のためには	
II その他人権課題への対応	19

第3部 いじめ防止等のための対策

I いじめ問題に取り組む体制の整備	20
1 いじめ防止対策委員会の設置要綱	
2 いじめ問題の対応フロー	
II 重大事態への対応	24
1 重大事態の定義	
2 重大事態にかかる判断	
3 重大事態発生時の対応	
4 重大事態対応フロー	
5 いじめの重大事態に関わる報告様式（生徒の事件等報告書）抜粋	
III 関連資料	31
1 年間を見通したいじめ防止指導計画（いじめ防止年間指導計画）	

第4部 参考資料等

I Q&A	34
II 関係法令等	35

第1部 いじめ防止基本方針

Ⅰ いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、計画的・継続的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めることが重要である。

いじめ問題への取組に当たっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めなければならない。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが必要である。

1 いじめの定義

いじめの定義について、以前は「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの（文部科学省）」とされていたが、現在では、以下のとおり、「一定の人間関係」として多くの生徒が入れ替わりながらいじめを受ける側もいじめを行う側も経験する可能性や、「心理的又は物理的」と順を入れ替えたり「深刻な」を削除したりして当該行為を幅広く解釈するなどといった改定が加えられている。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日
文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日））より】

2 いじめの基本的な認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめを受ける側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

いじめ問題の取組に当たっては、「いじめ問題」にはどのような本質があるのかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

まず、教職員は、いじめの本質がいじめを行う側の問題であることを認識することが肝要である。たとえ、「好意」や「無意識」による行為でも心身の苦痛を与えれば法律上の「いじめ」となる。これまでのいじめの事例の多くが示唆しているように、いじめが生起する背景・要因には学校や学級、特定のグループ、個々が抱えている問題が深く関わっている。具体的には、間違った優越感や自己肯定感を優先するあまり、人間の尊厳を蔑ろにし、異質性や多様性を排除しようとする考えが底流している。それは、弱者を見下し犠牲にすることによって自らの問題の根本的な解決を先延ばしにしようとすることに他ならない。

また、いじめ問題は、いじめを行う側といじめを受ける側という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の無秩序性や閉塞性などといった構造上の問題に端を発するものである。後掲詳述するように、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、生徒集団、それを支える教職員集団において、断固としていじめを許容しない環境を構築することが必須の要件となる。

「観衆」とは、いじめを面白がって見ていたり、はやしたてたりする子どもたちです。観衆の存在によって、いじめをする子どもは自分の行為を支持されていると感じ、いじめをエスカレートさせます。

「傍観者」は、それらを見て見ぬふりをする子どもたちです。多くは「口出しすると今度は自分がいじめのターゲットにされるかもしれない」「関わりたくない」といった気持ちから無関心な態度をとります。傍観者の行為は、いじめに直接的に加担することではありませんが、いじめをする子どもにとっては暗黙の支持と受け取られ、結果的にいじめを悪化させることにつながります。

【政府広報オンライン「ここにもあります！相談できる窓口が。」

『いじめ』しない させない 見逃さない」による】

II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組まなければならない。生徒・保護者の意識やその背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施しなければならない。

1 生徒や学級の実態を知る

(1) 教職員の気づく感性が基本

生徒や学級の実態を正確に把握するためには、教職員自らの鋭い感性を磨くことが肝要である。その方途として、教職員が生徒と同じ目線で共に考え、笑い、涙するなど、生徒と同じ場面・状況を共有することにより、個々の置かれた状況や心の状態を推し量る力量形成が図られる。

国立教育政策研究所の調査によれば、「問題の起こりにくい学校」の教職員には、次のような共通点がみられると指摘されている（元総括研究官藤平敦氏による）。

- ・相手が何を求めているのかを把握しようとしている。
- ・相手に伝えるのではなく、伝わることを意識している。
- ・相手に伝わっているかを相手の言葉で確認している。

このように教職員一人一人が「相手ファースト」を意識したことが「問題が起こりにくい学校」に結び付いているとの分析であり、このような視点はいじめ問題全般に関わっても重要である。いじめを受けた生徒はもちろんのこと、保護者などの関係者に対しても、相手の立場に立った対応が大前提であり、いじめを受けた生徒や保護者等の心情を傷つけることのないよう、十二分に意を払わなければならない。

(2) 実態把握の方法

生徒の個々の状況や児童生徒を取り巻くグループ・学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、生徒達のストレスに対する心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、特に配慮を要する生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切に、指導の三機能を生かした授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが必要である。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、レジリエンスを育むことも必要である。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを推進する

生徒が主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め大切に思う自尊感情を感じとれる取組を推進しなければならない。

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認

められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は重要な教育環境の一つである。教職員が教育的愛情のもと、特に配慮を要する生徒を学級を中心に据えた温かい教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や、自己有用感を育むことになる。そのことがいじめの発生を抑え、いじめを未然に防止する大きな力となる。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々な関わりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒一人一人に十分理解させる必要がある。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

生徒が自らいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、解決し、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。その際、自伸会が主体となって、「楽しい学校づくり週間」や「いじめ防止取組強化月間」などを設定するなど、いじめの防止に向けた気運を高めるよう、校内でいじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動などが考えられる。

(2) 道德教育の充実

いじめ問題が、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであることから、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育やその要となる「特別の教科 道德」（以下「道德科」）の取組は、「いじめ」の未然防止に対応する力を育成するために極めて重要な位置付けとなる。道德教育を進めるに当たっては、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標としなければならない。また併せて、道德教育の要である道德科において、そのような道德性を養うため、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成することについても目標として明記しなければならない。

生徒は、心が揺さぶられる教材や資料に出合い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の過去の体験や経験を省みることによって、いじめを抑止することにつながると考えられる。とりわけ道德科の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、教材や資料等の内容を十分に分析・検討した上で取り扱うことが必要である。

4 教職員による組織的、継続的な対応

(1) 教職員の姿勢

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒のよきモデルとなる必要がある。

(2) 教職員の協働体制

生徒の視座に立ちつつ、組織的、計画的な学級経営・学年経営・学校経営、学習指導、生徒指導、道徳教育等を展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。そのためには、校務分掌に係る校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築することが求められ、何よりも生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学級・学年・学校づくりを推進することが必要である。

「いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）」によって、いじめ防止のための基本方針とともに、方針に沿って防止等の取組を進めていくための「いじめ防止対策委員会」などの対策組織の設置が義務づけられたが、学校にとっての推進法の意義は、個々の教職員の「個人的な判断・対応」に依存した体制から、複数の教職員が関わった「学校としての判断・対応」の体制へとシフトすることをはっきりと求めた点にあるとされている。

そこで、推進法に基づき設置された「いじめ防止対策委員会」構成員のうち学年主任、生徒指導主事等の教職員を常設の「報告窓口」として設置することで、教職員は生徒の気になる変化や言動に気づいたら、ただちに「報告窓口」に報告するといった運用を図り、いじめの認知は組織で判断するといった協働体制の構築が不可欠である。

(3) 教育実習生等の指導と連携

附属学校においては、その性格上、年間を通して多数の教育実習生等を受け入れているが、その教育実習生等においても、教職員と同じく生徒に関わる者としての自覚が必要であり、本「いじめ防止基本方針」に記すことへの理解が必要となる。したがって、大学との連携を行いながらも、「いじめ防止基本方針」についての周知を図るとともに、実習期間中を通じて、常に教職員の一員であることの自覚を促し、いじめ防止への対応においても協働できるよう連携を図る必要がある。

5 保護者や地域の人々への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を積極的に発信、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だより等による啓発活動を積極的に行う。また、県内には以下のとおり、様々な関係機関が生徒、あるいは保護者を対象とした、いじめや不登校等に関わる相談窓口を設けている。それらの情報を、機会を捉えて広く広報、周知することはいじめの未然防止、問題の拡大抑止にとって有効であると考えられるので、積極的に活用する。〔関係相談窓口等：子どもの人権110番・ミニレター（法務省）、児童相談所（厚生労働省）、24時間子供S O Sダイヤル（文部科学省）、こころのライン相談@広島県、いじめダイヤル24（広島県立教育センター）、心のふれあい相談室（広島県立教育センター）、ヤングテレホン広島、エソール広島LGBT電話相談など〕

III 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながり、早期発見のためには、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築が必須である。また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識しなければならない。何をもっていじめと捉えるのかの共通理解をしっかりと図った上で、全ての教職員が生徒一人一人の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力と鋭い感性を磨くことが求められる。

生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民と連携して情報を収集する体制が不可欠である。

1 いじめの認知(認知件数の報告)

いじめの実態やいじめに対する捉え方も変化する中で、冒頭に示された「いじめ問題に関する基本的な考え方」や「いじめの定義」について改めて教職員の共通理解を図り、「いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし」との認識の下、いじめを絶対に看過しないという教職員の姿勢が問われている。

そもそも「認知件数」とは、深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした(と「認知」した)数字、ということではない。むしろ、いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上に乗せ、その結果、推進法上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」として計上されるものとなる。

すなわち、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告などではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告ということであるという教職員の共通理解が必須の要件である。

2 教職員のいじめに気づく力を高める

(1) 生徒の立場に立つ

教職員は、一人一人の生徒が人格のある人間として認識し、向き合い、認め合う教育活動を展開しなければならない。そのためには、教職員が人権感覚を磨き、生徒の言動をきちんと受け止め、生徒の立場に立つ姿勢をもたなければならない。

(2) 生徒を共感的に理解する

集団の中で特に配慮を要する生徒に気づき、生徒の言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが必要である。そのためには、生徒の気持ちを率直に受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めなければならない。

3 いじめ発見のきっかけ

文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果によると、

○教職員による発見は、小学校では学級担任による発見が多く、中学校・高等学校では、教科担任による発見が増えている。

○小学校においては、保護者からの訴えによる発見が多く、中学校・高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなっている。

などの傾向性が読み取れる。このことは、

○高等学校での「保護者からの訴え」や、小学校での「本人からの訴え」など、い

いじめ発見のきっかけのうち、割合の少ない訴えが起こった場合は、いじめが相当深刻な状況で進行していると考えなければならない。
とも受け取られ、直ちに対応する必要があることを示唆するものでもある。

4 いじめの態様

いじめの分類とそれが抵触する可能性がある刑罰法規の例については、次のとおりである。いじめに対しては、場合により刑罰法規に抵触するものであるとの認識が必要である。

《 分 類 》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
……………▶脅迫、名誉毀損、侮辱
- ② 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………▶暴行
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………▶暴行、傷害
- ⑤ 金品をたかられる ……………▶恐喝
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
……………▶窃盗、器物破損
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
……………▶強要、強制わいせつ
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………▶名誉毀損、侮辱

5 いじめが見えにくい理由

(1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

○無視やメールなど客観的な状況を把握しにくい形態で行われている。

《時間と場所》

○遊びやふざけあいのような形態、いじめを受けているのにいじめを行っている者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。

《カモフラージュ》

(2) いじめを受けている本人からの訴えは少ない

いじめを受けている生徒には、

○親に心配をかけたくない

○いじめを受ける自分はダメな人間だ

○訴えても大人は信用できない

○訴えたらその仕返しが怖い

などといった心理が働くものである。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめを受けている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても対応しようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめを受けている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

(4) いじめ行為の正当化

(1) から (3) のほかに、教員にとっての「よい子」、リーダー的な存在の子など、周囲に影響をもつ生徒の言動によって、いじめ行為が正当化されてしまう傾向がある。

6 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の一見さりげない会話等を通して、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが、いじめ発見につながる。また、教室には「いじめ相談窓口」があることを知らせる掲示をするなどといったいじめの早期発見に向けた手立ても大切である。

(2) 観察の視点

発達の段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期であることから、この時期にいじめが発生しやすくなる。この発達の時期をどのように過ごしてきたのかなど、担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるのかを把握しなければならない。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、望ましい人間関係を確立することが必要である。

(3) 日記の活用

気になる生徒には必要に応じて、日記を書かせるなど、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることによって、信頼関係を構築することができる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談(学校カウンセリング)

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる信頼関係を構築することが重要である。

また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する必要もある。中学校においては、考査(定期試験)前の時期を利用して、全校生徒を対象とした教育相談週間を設定し、各学年の担任・副担任が一人一人の生徒の教育相談を受ける形態で実施する。

(5) いじめ等実態調査アンケート

アンケートはあくまでもいじめ発見の手立ての一つであるという認識が大前提となる。国立教育政策研究所によれば、「被害者や加害者が誰なのかを知るためにアンケートを実施する、という安易な発想を教職員全員が捨てることから、いじめの取組は始まる(「生徒指導リーフ いじめアンケート」による)」とされている。いじめは、一部の特別な生徒だけではなく、どの生徒もいじめを受ける側(被害者)にもいじめを行う側(加害者)にもなり得る問題であることから、ここで行うアンケートは、誰がいじめを受けているか、誰がいじめを行っているかではなく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するためのものとなる。

また、アンケートをいじめに限定してしまうと、その時点では必ずしもいじめとは言い難い生徒間の摩擦や軋轢についてはその実態が浮かび上がってこなかったり、いじめ以外の暴力や幅広い人権侵害については反映されにくかったりする側面もある。

したがって、アンケート自体は、無記名で回収することが基本であり、アンケート名やアンケート項目についても工夫するなどして、適切に生徒の実態把握に努めなけ

ればならない。特に、現にいじめを受けている生徒にとっては、その場で記入することが難しいとも考えられるので、実施方法については、持ち帰って記入させるなど状況に応じて配慮する必要がある。また、アンケートの実施は、学校や生徒の実態に応じて随時実施することになるが、少なくとも各学期途中に1回以上（学級活動やホームルーム活動などを利用して）のアンケートを実施することが基本となる。

7 相談しやすい環境づくり

生徒が、教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気のいる行為である。いじめを行っている側から「チクった」と言われて、新たないじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後において情報が入らなくなり、いじめがより潜在化、深刻化することが考えられる。

いじめの相談窓口及び担当者、相談の方法やルール（例えば、匿名性の確保、第三者からの相談、守秘、安全確保等）を明記し、相談から解決への流れを生徒に対して明確に示すとともに、相談に対する記録作成や保存、報告等についても要項等を作成する。

（１）本人からの訴えには

ア 心身の安全を保障する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、全教職員がいじめに対し毅然と臨む態度を示すとともに、「いじめ相談窓口」等を通して実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを講じなければならない。保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、安全に学校生活を送ることができるよう具体的に保障する。

イ 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。その際には背景や要因も視野に入れ、事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないようにする。

（２）周りの生徒からの訴えには

○いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○「よく言ってきたね。」とその勇氣ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

（３）保護者からの訴えには

○保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく必要がある。

○問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係を築くことはできない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築く絶好の機会である。日頃から、生徒のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことがその第一歩となる。

○生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して関わる大切である。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが基本となる。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、情報を共有し役割分担を明確にしつつ、迅速な指導を行い、学年及び学校全体で組織的に対応しなければならない。また、いじめの再発を防止するためには、日常的な取組を整理した実践計画に基づいて対応しなければならない。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

いじめの相談・認知

- 面談等によるいじめ相談の記録
- 教員、保護者や第三者からの通報等によるいじめ事案の認知

相談内容の報告(学年主任等通報窓口)

- いじめ防止対策委員会を招集し、対応方針を決める。
- いじめを受けた生徒を徹底して守る体制を整備する。
- (登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

正確な実態把握

- 原則複数教員で当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- 当事者の聴き取りは個別に行う。
- 事案によっては主幹や養護教諭を同席させる。
- いじめを受けた生徒の要望を正確に把握する
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、指導方針決定

- 対策委員会において、加害行為を止める方策と解決への道筋を協議する。
 - 指導のねらいを明確にする。
 - すべての教職員の共通理解を図る。
 - 対応する教職員の役割分担を確認する。
 - 附属学校支援グループへ報告する。
 - 設置者及び関係機関との連携を図る。
- なお、マスコミ等関係機関との連携窓口は、副校長等に一本化する。

児童生徒への指導・支援

- いじめを受けた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめを行った生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に
行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携



- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 誰が保護者対応をするのかを決めておく。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- 担任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心に心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係生徒にただちに適切な指導を行わなければならない。あわせて、管理職に報告し、いじめ防止対策委員会で生徒指導主事、学年主任、学級担任等と情報交換を行い、対応を協議する。

(1) いじめを受けた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめを受けていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から事情を聴取する場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒を別の場所で行うことになる。
- 状況に応じて、いじめを受けた生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、授業、休み時間、清掃時間、放課後、部活動等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などを、いじめを行っている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・学級担任・生徒指導担当等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

☆誰が誰にいじめを行っているのか。【いじめを行った者といじめを受けた者の確認】

☆いつ、どこで起こったのか。【時間と場所の確認】

☆どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。【内容の確認】

☆いじめのきっかけは何か。【背景と要因の確認】

☆いつ頃から、どのくらい続いているのか。【期間の確認】

☆心身の状態はどうか【緊急避難的対応の判断】

☆学校生活で今、具体的にどのようなことに困っているか【緊急避難的対応の判断】

☆どのような解決を望んでいるか【いじめを受けた者の意思確認】

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめを受けた生徒等に対して

<生徒に対して>

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを親身になって受容し、共感することによって心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 現在の心身の状態および学校生活を送る上で現在具体的にどのようなことに困っているかを聴き取り、安全な学校生活を送ることができるよう措置を取る。深刻な事案の場合には、緊急避難的対応の必要性の有無を判断する。
- どのような解決を望んでいるか、相談内容を誰にどこまで伝えるかを確認する。
- 解決への道筋を示し、学校としてできること(希望をもつこと)を伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高められるように配慮する。

<保護者に対して>

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意喚起を促し、どのような些細なことでも相談するように依頼する。

(2) いじめを行った生徒等に対して

<生徒に対して>

- いじめを受けた生徒の安全を確保するために、別室に呼び出し、いじめを行った気持ちや状況などについて詳細に聞き、当該の行為が「いじめ」にあたるという認識をもたせ、いじめを受けている生徒に対する行為をやめるように指導する。報復的な行動についても注意喚起する。
- 生徒の問題行動の背景・要因にも目を向けて指導する。いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなどの一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

<保護者に対して>

- いじめを行った生徒への学校の対応については入学時や学年はじめに周知しておく。
- 事実関係を聴取した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の指導を適切に行えるよう保護者の協力を求める。いじめを受けた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝えるとともに、いじめを容認しないという学校一丸での推進体制を示す。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

○生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを共に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの生徒に対して

- いじめに直接関わった、いじめを行った側だけの問題にとどめず、「観衆」や「傍観者」のすべてがいじめを行っている側の当事者であることを認識させる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定している当事者であることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気のある行動であることを理解させる。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて指導し、いじめを自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、継続した情報把握に努める。
- いじめを受けた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方に担任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等や関係機関の協力を得て、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てて、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。
- 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

第2部 いじめ等への今日的対応

Ⅰ ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、校則にある利用禁止の意図、また生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要がある。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

- メールでのいじめ
- ブログ（「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。）でのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）でのいじめ
- 動画共有サイトでのいじめ

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底や情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

【保護会等で伝えたいこと】

〈未然防止の観点から〉

- 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ同様に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

【情報モラルに関する指導—生徒に理解させるポイント】

- インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行うこと。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、傷害など別の犯罪や、いじめを受けた生徒の自殺等にもつながる危険性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応のためには

【関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応】

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等，具体的な対応方法を生徒，保護者に助言し，協力して取り組むこと。
- 学校，保護者だけでは解決が困難な事例も多く，事案によっては大学に相談するとともに，警察等の専門機関との連携等も考慮すること。

【書き込みや画像の削除に向けて】

- 被害の拡大を防ぐために，大学に相談するとともに，専門機関等に相談し，書き込み等の削除を迅速に行うこと。

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは，「いじめ」であり，決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが，書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は，14歳以上であれば（触法ではなく）犯罪として警察に検挙される事態に至ること。

【チェーンメールの対応は】

〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は架空のものであり，転送しないことで，不幸になったり，危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った者は迷惑し，友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により，「ネット上のいじめ」に加担したこととなること。

II その他人権問題への対応

「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある」という記載がなされ、学校の中で起こるいじめと、社会の中で起こる問題との関係性に触れている。このことを踏まえれば、いじめはそれ自体が人権侵害であって、同方針に基づき適切に対応することは当然のこととして、それとともに学校生活の全体において、広く人権が尊重されるような環境づくりを進めていくことが極めて重要である。

折しも、改訂された新学習指導要領では、そのような理念を明確にし、それが社会で広く共有されるよう、初めて前文が設けられた。前文では、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」とことが記載された。これは、人権尊重の精神の涵養を目的とし、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動を取ることにつながる意識・意欲・態度を育成しようとする人権教育の理念と軌を一にするものである。

いじめ防止のみならず、先のハラスメントや他者を愚弄したり、差別したりする行為が、生徒を抱える学校内で再生産されぬよう、教育活動の全体を通して幅広く人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。

第3部 いじめ防止等のための対策

Ⅰ いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組に当たっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行わなければならない。そこでは、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。附属学校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化したいじめ防止対策委員会を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うこととなる。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが基本となる。

《いじめ防止対策委員会設置要綱》

(設置)

第1条 平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(目的)

第2条 いじめはすべての学校・児童生徒等に関係する問題であるという認識に基づいて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生起した場合、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、副校長、主幹、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーの他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により、必要に応じて、法律、心理、福祉、教育行政等に関する専門的な知識を有する校外の者(第三者委員)を参加させることができる。

(取組内容)

第4条 委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、児童生徒や保護者の思いや情報が得られるよう努めるとともに、教職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが生起した場合の適切かつ迅速な対応ができることをめざして、次の業務を遂行する。

【業務内容】

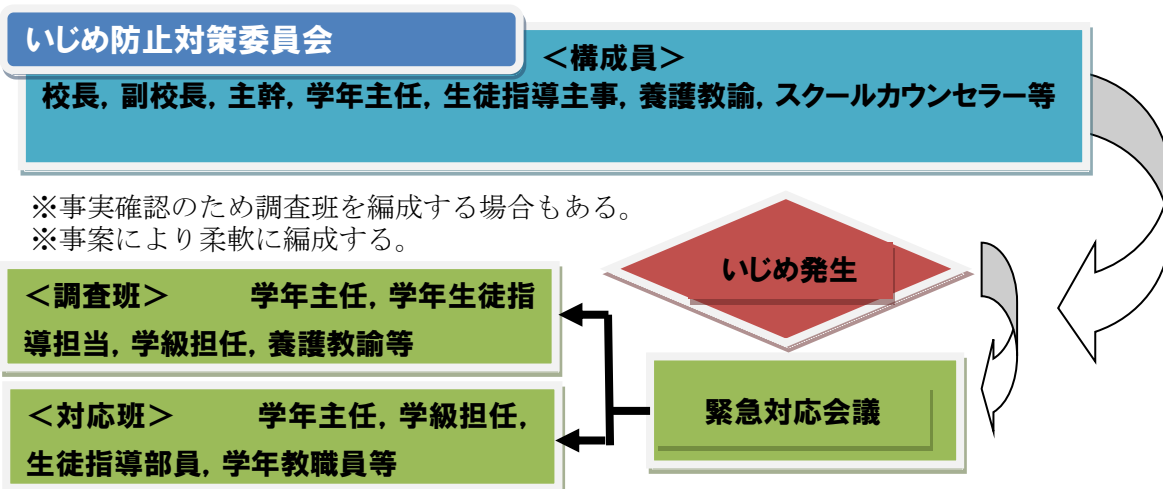
- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの認知、状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた児童生徒に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた児童生徒の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援
- カ いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携
- ク いじめに対する学校の対応の検証と分析
- ケ 設置者及び国への報告書等の作成
- コ その他いじめ防止に係わること

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は校長が定める。

- 附 則 この要綱は、平成26年1月から施行する。
附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

《いじめ防止対策委員会組織》



※定例のいじめ防止対策委員会は、少なくとも月1回開催する。

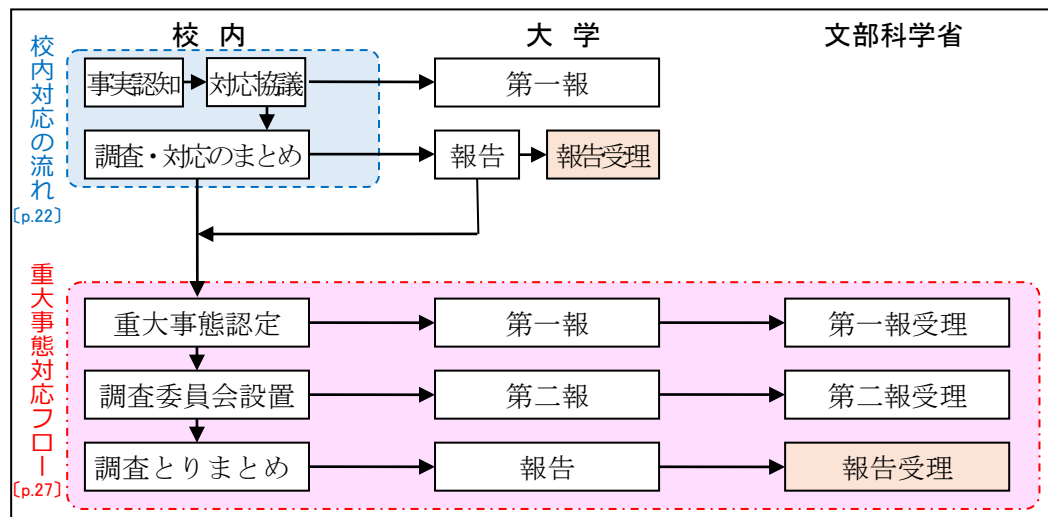
※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じた対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

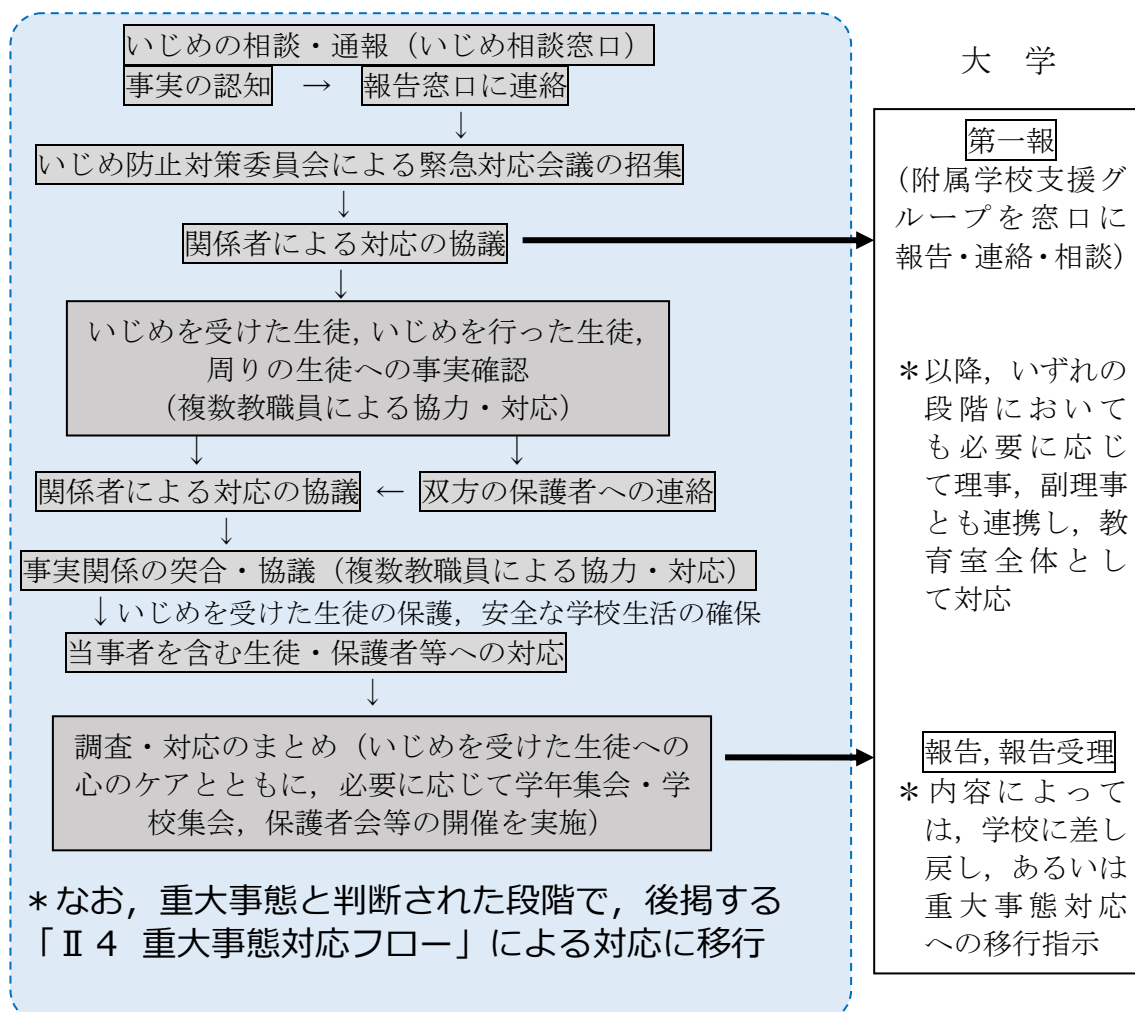
※いじめ防止対策委員会による緊急対応会議が開催した際には、校長あるいは副校長を通して必要に応じて附属学校支援グループ及び関係機関との連携を図る。

2 いじめ問題の対応フロー

(1) 対応フローの全体構造



(2) 校内対応の流れ



(3) 校内対応に当たっての基本的な考え方

○緊急性を意識した対応

いじめの発見・報告・相談がなされた場合は、その日のうちに対応することを原則とする。生徒や保護者への対応は迅速かつ慎重に行い、伝えなければならないこと・指導しなければならないことは確実に行う。

○組織性のある対応

対応に当たっては、学級担任が一人で抱えることなく、また、抱えさせることなく、管理職・学年部・生徒指導部などと報告、連絡、相談が密にとれるような態勢づくりに留意するなど組織的な対応を進める。

○迅速かつ躊躇のない外部連携

いじめの規模や形態によっては校内の組織だけではなく、附属学校支援グループはもとより、以下の外部機関等と適宜連携しながら対応していく。

関係機関：人間社会科学研究科附属教育実践総合センター

：広島大学ハラスメント相談室

：保健管理センター

：青少年総合相談センター

：子どもの人権 110 番、

：広島県立教育センター

：広島県こども家庭センター

：所轄警察など

II 重大事態への対応

1. 重大事態の定義

以下のいずれかに該当する場合をいじめの「重大事態」と定義する。

1. いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき。
2. いじめにより、在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条第1項による)

2. 重大事態にかかる判断

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、重大事態の疑いが生じた段階で調査を開始し、大学等との連携を図る。

【いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「方針」という。）P. 34④参照】

(1) 生命心身財産重大事態にかかる判断

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

等

【方針P. 32参照】

(2) 不登校重大事態にかかる判断

不登校は、「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）における定義を踏まえ、年間30日を目安に判断する。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校（及び大学）の判断により、迅速に調査に着手しなければならない。過去には本学附属学校においても、新型コロナウイルス感染症の感染不安による出席停止日数を除して対応したため、報告遅延を指摘されるなどの問題も生じており、留意が必要である。

【方針P. 32参照】

ただし、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。【方針P. 32参照】

なお、生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。そのため、申立て時点において、学校が生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

3. 重大事態発生時の対応

大学（附属学校支援グループ等）との連携を図りながら対応する。【方針P. 34④参照】

(1) 報告(発生)【推進法第29条第1項】

・学校から大学への報告

重大事態が発生した場合、直ちに学校長は学長に所定の様式により第一報を報告する。

・大学から文部科学省への報告

学長は、学校長から重大事態の発生報告があった場合、直ちに書面（第一報）により文部科学省に報告を行う。不登校重大事態の場合は、発生から7日以内を目途に文部科学省に事態発生について報告する。

【不登校重大事態に係る調査の指針（以下、「指針」という。）P.3参照】

（２）調査【推進法第28条第1項】

ア 調査の主体

調査の主体は、学校が主体となって調査を行う。

ただし、発生前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒又は保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと大学が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、大学において調査を実施する。【方針P.33参照】

なお、調査の主体が学校か大学かのいかに問わず、詳細の調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、
「学校に責任はない」などという判断はあってはならない。

イ 調査委員会の設置

重大事態に関する調査を行うため、速やかに調査組織を設ける。

この調査組織の構成は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）が参加し、当該調査の公平性、中立性の確保に努める。

ただし、重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難であり、迅速性に欠けるおそれがある場合には、平時より学校に設置されているいじめ防止対策委員会等の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査に当たるものとする。【方針P.34参照】

（専門家の例）弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等

ウ 調査の実施

重大事態調査は、対象生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った生徒や関係生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とした調査である。そのため、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではない。

- ・調査を始める前に対象児童生徒・保護者へ事前説明を行う。説明事項については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月）に準ずる。
 - ・調査に当たっては、以下の方針等に基づき、公平性、中立性に留意して行う。
 - 「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定）
 - 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月）
 - 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）
 - ・調査を行う中で、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月）を踏まえ、警察と連携して対応する。
- また、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、対象生徒や保護者の安心感

につながる場合もあることから、警察（「学校・警察連絡員」等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。

- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月）に記載されている事案と同様である、または、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い場合は、専門家及び第三者の参画を積極的に検討する。ここでの第三者の捉え方は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月）に準ずるものとする。

（３）情報提供【推進法第28条第2項】

調査委員会は調査を終えた時点で、関係生徒からの調査内容や指導記録に記載の情報等を整理し、調査結果として取りまとめた後、その内容を対象生徒及びその保護者に説明を行う。大学及び文部科学省に報告する際に希望があれば、対象生徒又はその保護者の所見を記載した文書を添えることができる旨説明をする。

【指針P.9参照】

（４）報告（調査結果）【推進法第29条第1項・第2項】

・学校から大学への報告

学校長は学長に調査委員会の調査結果について、所定の様式により報告する。

いじめを受けた生徒及び保護者から要望があった場合には、その所見を報告書に付して学長に報告する。

・大学から文部科学省への報告

学長は、文部科学省に書面により報告する。

（５）いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒に対する指導等

いじめを受けた生徒に対して、事情や心情を調査し、当該生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。

また、いじめを行った生徒に対しては、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめを行った生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、いじめの行為について、いじめを行った生徒に対する懲戒の検討も適切に行う。

【指針P.9、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインP.14参照】

（６）結果の説明・公表における個人情報（プライバシー）についての指針

調査結果を公表するか否かについては、本学の情報公開に関する規則等に則り、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとするが、特段の支障がなければ公表することを原則とする。

その際、公表の仕方及び公表内容を、いじめを受けた生徒・保護者と確認することとし、その生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。

なお、いずれの場合においても、事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招くことのないよう留意する。

4 重大事態対応フロー

(1) 生命心身財産に関する重大事態対応フロー

主体	項 目	参 考
事案発生（いじめが原因により、生命、心身、財産に危険が生じた場合）		
学 校 長 → 学 長 (支援G)	・ 初期対応 ・ 自殺または自殺を図った場合、大学（設置者）へ速やかに報告し、調査等を開始する。	
学 校 長 ⇄ 学 長 (支援G)	自殺又は自殺を図った以外の場合、重大事態の可能性について情報共有をし、解決しない場合には、重大事態として、速やかに第1報の報告及び調査組織設置等の準備を指示。	
学 校 長 ⇄ 副 理 事 (支援G)	・ 状況報告及び解決に向けた指導・支援を行う	
報告		
学 校 長 → 学 長 (支援G)	重大事態発生後（速やかに） 「児童生徒の事件等報告書（第一報）」を提出（大学へ）	★第28条第2項、3項 ★第29条第1項 ◎P33② ■P5
学 長 → 文部科学省 (支援G) (教員養成企画室)	重大事態発生後（速やかに） 「児童生徒の事件等報告書（第一報）」を提出（文科省へ）	★第29条第1項 ◎P33②
理 事	調査の主体（学校又は大学）を判断	◎P33③
調査		
学 校 長 (又は理 事)	調査組織の設置 (委員は、学内組織に第三者を加える、もしくは第三者のみで構成)	★第28条第1項 ◎P34④ ■P6
学 校 学 校 → 被 害 生 徒 保 護 者	調査の実施	★第28条第2項、3項 ◎P35⑤
学 校 長 ⇄ 副 理 事 (支援G)	・ 状況報告及び解決に向けた指導・支援を行う	
学 校 長 → 学 長 (支援G)	調査の進捗により、「児童生徒の事件等報告書（第2報）」を提出（大学へ）	■P7, P10
学 長 → 文部科学省 (支援G) (教員養成企画室)	「児童生徒の事件等報告書（第2報）」の提出（文科省へ）	
報告		
学 校 学 校 長 → 学 長 (支援G)	調査結果の取りまとめ 「いじめの重大事態の調査結果報告書」の提出（大学へ） 「被害を受けた児童生徒及び保護者からの所見」を提出（希望の場合）	★第29条第1項 ◎P39 ■P12
学 長 → 文 科 省 (支援G) (教員養成企画室)	「いじめの重大事態の調査結果報告書」の提出（文科省へ）	★第29条第1項 ◎P39
文 科 省 → 学 長	再調査実施の有無の判断、指示	★第29条第2項 ◎P39

★:「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

◎:「いじめの防止等のための基本的な方針(最終改定)」(平成29年3月14日改定)

■:「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月策定)

(2) 不登校に関する重大事態対応フロー

主体	項	目	参 考
事案発生（いじめが原因の不登校）			
学 校 長 → 学 長 （支援G）	・ 初期対応 ・ 連続欠席が継続する場合、大学（設置者）へ報告し、情報共有する。		
学 校 長 ⇄ 学 長 （支援G）	重大事態の可能性について情報共有をし、解決しない場合には、重大事態として、速やかに第1報の報告及び調査組織設置等の準備を指示。		
学 校 長 ⇄ 副 理 事 （支援G）	・ 状況報告及び解決に向けた指導・支援を行う		
重大事態発生・判断			
学 校 長 （副理事）	継続的な欠席（年間欠席30日を目安）により、重大事態に該当するか		★第28条第1項2号 ◎P31～ ■P3
報告			
学 校 長 → 学 長 （支援G）	重大事態発生後（速やかに） 「児童生徒の事件等報告書（第一報）」を提出（大学へ）		★第28条第2項、3項 ★第29条第1項 ◎P33② ■P5
学 長 → 文部科学省 （支援G） （教員養成企画室）	重大事態発生後（速やかに（7日以内）） 「児童生徒の事件等報告書（第一報）」を提出（文科省へ）		★第29条第1項 ◎P33②
理 事	調査の主体（学校又は大学）を判断		◎P33③
調査			
学 校 長 （又は理事）	調査組織の設置 （委員は、学内組織に第三者を加える、もしくは第三者のみで構成）		★第28条第1項 ◎P34④ ■P6
学 校 学 校 → 被害生徒 保護者	調査の実施		★第28条第2項、3項 ◎P35⑤
学 校 長 ⇄ 副 理 事 （支援G）	・ 状況報告及び解決に向けた指導・支援を行う		■P7、P10
学 校 長 → 学 長 （支援G）	調査の進捗により、「児童生徒の事件等報告書（第2報）」を提出（大		
学 長 → 文部科学省 （支援G） （教員養成企画室）	「児童生徒の事件等報告書（第2報）」の提出（文科省へ）		
報告			
学 校 長 → 学 長 （支援G）	調査結果の取りまとめ 「いじめの重大事態の調査結果報告書」の提出（大学へ） 「被害を受けた児童生徒及び保護者からの所見」を提出（希望の場合）		★第29条第1項 ◎P39 ■P12
学 長 → 文科省 （支援G） （教員養成企画室）	「いじめの重大事態の調査結果報告書」の提出（文科省へ）		★第29条第1項 ◎P39
文科省 → 学 長	再調査実施の有無の判断、指示		★第29条第2項 ◎P39

★:「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

◎:「いじめの防止等のための基本的な方針(最終改定)」(平成29年3月14日改定)

■:「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月策定)

5 いじめの重大事態に関わる報告様式(生徒の事件等報告書)《抜粋》

(報告様式3)

令和 年 月 日

国立大学法人広島大学長
越 智 光 夫 殿

広島大学附属〇〇学校
校 長 〇 〇 〇 〇

いじめによる重大事態(の疑い)の発生について【第 報】(報告)

いじめ防止対策推進法第28条第1項における下記に該当する重大事態(の疑い)が発生しましたので、別紙のとおり報告します。

つきましては、同法第29条第1項の規定に基づき文部科学大臣への報告をお願いします。

記

() 1. いじめによる児童生徒の生命、心身又は財産に関する重大な被害

() 2. いじめによる児童生徒の相当期間の欠席(不登校)

※不登校による重大事態は、年間欠席が概ね30日を目安

※附属学校支援グループ記入欄

受 理 日	年 月 日		発 生 日	年 月 日
文科省報告(予定)	年 月 日【発生日から7日以内】		事 前 報 告	□(年 月 日)
受 付 者				
資 料 確 認	報 告 書	□()	参 考 資 料	有 ・ 無
報 告	G L	□()	副 理 事	□()

児童生徒の事件等報告書

【第 報について（令和 年 月 日）】

附属〇〇学校

(1) 事件等の概要

(2) 発生日時

令和 年 月 日 時頃

（※不登校の場合は、いじめを原因として〇日欠席（報告日現在））

(3) 発生場所

(4) 当該児童生徒の名前・学校名

学校名	(国立)		学校				
学年	年	性別		年齢	歳	名前	

(5) 学校の概要

住所・連絡先	(住所)	(FAX)					
校長名				児童生徒数			
学級数				教職員数			

(6) 事件等の経緯

(7) 当該児童生徒に関すること（学校生活、家庭環境 等）

(8) 事件前・事件後の対応について

※時系列等を整理した既存の資料など、概要を把握するために参考となる資料（時系列）がありましたら、幅広に添付して下さい。

Ⅲ 関連資料

1 年間を見通したいじめ防止指導計画（いじめ防止のための年間計画）

- いじめの未然防止や早期発見のためには，学校全体で組織的，計画的に取り組むことが必須の要件となる。そのため，年度当初に組織体制を整えると同時に，年間の指導計画を立てて，学校全体でいじめ問題に取り組むことになる。
- 計画を作成するに当たっては，教職員の研修，生徒への指導，地域や保護者との連携などに留意し，総合的かつ開発的にいじめ防止対策を推進する。

《広島大学附属三原中学校の年間指導計画》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	○方針確認 ○年間計画策定 ○生徒理解研修 ○学校いじめ防止基本方針について生徒ならびに保護者への説明	○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会 ○学校いじめ防止基本方針の見直し(状況に応じて改定)	○いじめ防止対策委員会 ○学校いじめ防止基本方針について生徒ならびに保護者への説明(改定した場合のみ)
防止対策	○小学校連携 集団づくり, 人間関係づくり (SGE・ソーシャルスキル・学活・道徳・部活動等)	○自分を見つける道徳	○いじめに関する道徳	○情報モラル		○情報モラル
早期発見	○SC教育相談	○いじめアンケート(生徒) ○SC教育相談	○いじめアンケート(生徒) ○SC教育相談	○いじめアンケート(生徒) ○SC教育相談	○SC教育相談	○いじめアンケート(生徒) ○SC教育相談
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会	○本年度のまとめと来年度への課題検討 ○生徒理解研修 ○学校いじめ防止基本方針の見直し(状況に応じて改定)

防 止 対 策	○授業規律 の徹底	○いじめに関 する道徳	○授業規律の 徹底	○いじめに関 する道徳 ○授業規律の 徹底	○授業規律の 徹底	○授業規律の 徹底 ○情報モラル
	集団づくり, 人間関係づくり (SGE・学活・道徳・部活動等)					
早 期 発 見	○いじめアン ケート(生徒) ○SC教育相 談	○いじめアン ケート(生徒) ○SC教育相 談	○いじめアン ケート(生徒) ○SC教育相 談	○いじめアン ケート(生徒) ○SC教育相 談	○いじめアン ケート(生徒) ○SC教育相 談	○いじめアン ケート(生徒) ○SC教育相 談

《指導体制チェックポイント》

- ☐ いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育，道徳教育，体験活動，特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- ☐ いじめの態様や特質，原因，背景，具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修会などの場で取り上げ，教職員間の共通理解を図っているか。
- ☐ いじめ問題について，特定の教職員が抱え込んだり，事実を隠したりすることなく，報告・連絡・相談を確実に行之，学校全体で組織的に対応しているか。

第4部 参考資料等

Ⅰ Q & A（国立教育政策研究所「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校 づくり『学校いじめ防止基本方針』策定Q & A」2013.11 抜粋）

※ここでは、いじめを生まない学校環境を創り上げるために、主に教師自身が日常の授業の中で留意すべき事項を上記リーフのQ & Aから取り上げ示しています。

主に教師に求められること

Q 14 わかる授業づくりと言うと、学力向上の取組であって、生徒指導の取組とは違う気がするのですが？

A そんなことはありません。テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながります。

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、更なる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展しかねません。授業中は授業だけ、生徒指導の取組は授業以外の行事等の場面で、といった考え方は捨てるべきです。

Q 15 授業改善となると、個々の教員が心がければよいということになり、学校全体の取組にはなりにくい気がするのですが？

A いじめの防止のための年間計画の中に、授業を担当する全ての教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を位置付けるなどして実施していくことが、大切になります。教科の観点からだけではなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにすれば、異なる専門教科の教職員からの助言や指導も受けられます。

実際、いじめや不登校の未然防止に取り組んでいる学校では、全ての教員が公開授業を年に1回以上行うことを決めていたり、全ての教職員が参観できるような時間割を組んで公開授業を行ったりするなどして、わかる授業づくりに取り組む体制をつくっています。

Q 16 いじめの防止のための授業改善には、わかる授業のほかにどのようなものが考えられるでしょうか？

A 授業中の規律の問題なども、互いの授業を見合う、見せ合うことによって改善・解決していくはずです。例えば、チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、互いに参考にしたり、学校として揃えていくべき事柄が見えてきたりするはずです。

また、コミュニケーション能力を育むことが大切とばかりに、授業以外の時間や授業時間をつぶして訓練しようとする学校もありますが、むしろ日々の授業の中で当たり前発言したり聴いたりする姿勢を育てていけるよう、指導の在り方を見直していく必要があると思います。

Q 17 授業に関連して教師が注意すべき点には、ほかにどのようなものがありますか？

A 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりする例も見られますので、注意が必要です。

深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじめている生徒や、まわりで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することになりかねません。障害（発達障害を含む）を持つ生徒についての理解を深めることも、認識や言動を改める上で必要です。

主に生徒に育むこと

Q 23 自分の学校の生徒の場合、いじめがいけないことは理解できているはずなのに、それでもトラブルが起きてしまうのですが？

A 知識や情報として知っていたとしても、自分の気持ちや態度を抑えられない生徒は少なくありません。年齢に見合った社会性が育っていない生徒には、社会体験や交流体験の場や機会の提供が必要になります。

相手の存在や尊厳を認めることのできる生徒は、自分自身も他者から認められていたり、認められた体験を持っていたりする生徒（すなわち自己有用感を獲得している生徒）です。自分も認めてもらっている、自分も大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできると考えられるのです。

★自己有用感とは★

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のことを自己有用感と呼びます。

他者から認めてもらえていると感じられた子供は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減ります。相手を貶めて自分の存在を相対的に高めるといった必要がないからです。更には、相手のことも認めることができるようになっていきます。全ての生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながります。

ちなみに、自己有用感と同義の語として自尊感情が使用されることがあります。しかし、前者が「自分に対する他者からの評価が中心」となるのに対して、後者は「自分に対する自己評価が中心」となります。これについては、上掲の国立教育政策研究所作成による「生徒指導リーフ」シリーズ No. 18 に「『自尊感情』？それとも『自己有用感』？」として特集が組まれるなど、詳細な解説がしてあります。ここでは、日本の生徒の場合には、他者からの評価が大きく影響しがちであるといった指摘を踏まえ、「褒めて（自信を持たせて）育てる」という発想よりも、「認められて（自信を持って）育つ」という発想の方が、子供の自信が持続しやすいなどといった提案も記されています。

これなどは一例ですが、国立教育政策研究所では、すでに一部紹介のとおり、「生徒指導リーフ」シリーズ、「生徒指導リーフ S」シリーズ、「生徒指導リーフ増刊号」シリーズなどとして、いじめを中心とした生徒指導に関わる様々な取組にスポットを当て、ピンポイントで解説や提案を行っています。「学校いじめ防止基本方針」の策定に当たってはもちろん、校内研修会などを実施する際にも、参考となる資料が多数掲載されています。

【HP アドレス <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html#leaf-series>】

II 関係法令等

○いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）
- 第 2 章 いじめ防止基本方針等（第 11 条—第 14 条）
- 第 3 章 基本的施策（第 15 条—第 21 条）
- 第 4 章 いじめの防止等に関する措置（第 22 条—第 27 条）
- 第 5 章 重大事態への対処（第 28 条—第 33 条）
- 第 6 章 雑則（第 34 条・第 35 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地

方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

（学校におけるいじめの防止）

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第 17 条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第 18 条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第 19 条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第 20 条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第 4 章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第 24 条 学校の設置者は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第 25 条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第 26 条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第 27 条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支

援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

- 5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助)

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月 文部科学省初等中等教育局長通知）

目次

第 1 調査の目的

第 2 不登校重大事態に該当するか否かの判断

1 判断主体

2 基準時

3 「認める」の意味

第 3 不登校重大事態発生時の措置

1 発生の報告

（1）報告先

（2）報告内容（例）

（3）報告時期等

（4）教育委員への迅速な報告等

2 調査の実施

（1）調査主体の決定

（2）調査組織

（3）調査の実施方法

（4）調査結果の取りまとめ

3 今後の支援方策

4 対象児童生徒・保護者への情報提供

5 結果についての地方公共団体の長等への報告

第 1 調査の目的

本指針は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項第 2 号）事態（以下「不登校重大事態」という。）に係る調査（具体的には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査）の指針である。

法第 28 条第 1 項の規定による調査は、条文上「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に実施するものとされているが、不登校重大事態に係る同項の規定による調査（以下単に「調査」という。）の目的は、具体的には、不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）が欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことである。

そのため、具体的には「重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする」ための調査を行うこととなるが、「因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき」（基本方針）である。そして、調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校及び設置者は、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。

なお、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う必要がある。ただし、第 23 条第 2 項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない（基本方針）。

第2 不登校重大事態に該当するか否かの判断

1 判断主体

調査は、「学校の設置者又はその設置する学校」が、重大事態に該当すると「認める」ときに行うものとされている（法第28条第1項）。

したがって、重大事態に該当するか否かを判断するのは、学校の設置者（以下単に「設置者」という。）又は学校である。

不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は、欠席期間が30日（目安）に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議したりするなど、丁寧に対応することが必要である。

2 基準時

不登校重大事態に該当するか否かの判断は、法的には「児童等が相当の期間学校を欠席」した時点で行うものとされている。しかし、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当の段階から設置者に報告・相談するとともに、踏み込んだ準備作業（既に実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童生徒からの聴取の確認、指導記録の記載内容の確認など）を行う必要がある。

また、調査を通じて、事後的に、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合や、いじめはあったものの相当の期間の欠席（30日（目安））との因果関係は認められないとの判断に至った場合も、そのことにより遡及的に不登校重大事態に該当しないこととなるわけではない。

3 「認める」の意味

ここにいう「認める」とは「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯定する」といった意味ではない。よって、学校又は設置者が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも、学校又は設置者が重大事態として捉える場合があり、調査した結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもあり得る。

第3 不登校重大事態発生時の措置

1 発生の報告

(1) 報告先

学校は、不登校重大事態に該当すると判断したときは、その旨を

- 国立大学法人の附属学校は当該国立大学法人の学長を経由して文部科学大臣へ
- 公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長へ
- 私立学校は当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事へ
- 学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長へ

それぞれ報告する。

(2) 報告内容（例）

- ① 学校名
- ② 対象児童生徒の氏名、学年、性別等
- ③ 欠席期間
- ④ 報告の時点における対象児童生徒の状況
- ⑤ 重大事態に該当すると判断した根拠

(3) 報告時期等

報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行うものとされている。不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。

(4) 教育委員への迅速な報告等

公立学校において発生した不登校重大事態については、各地方公共団体における教育行政の責に任ずる教育委員会として把握しておくべき事柄であることから、各教育委員に説明すべきである。そのため、公立学校から不登校重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集する。

また、首長の判断により総合教育会議が招集された場合は、当該不登校重大事態への対処につき首長部局との間で協議し、調整を図る。

なお、不登校重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会会議や総合教育会議において不登校重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要である。

2 調査の実施

(1) 調査主体の決定

設置者と学校のいずれが調査を行うかは、個別の不登校重大事態ごとに、設置者が決定する。不登校重大事態に係る調査は、主としていじめの解消と対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童生徒の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きい。そこで、学校が調査に当たることを原則とする。

ただし、従前の経緯や事案の特性、児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると設置者が判断する場合には、設置者において調査を実施する（その場合も、学校は主体的に調査に関わることが重要である。）。また、学校が調査主体となると決定した場合でも、調査を進める中で、必要に応じ調査主体を設置者に変更し、引き続き設置者で調査を実施することも考えられる。

なお、学校が調査主体となる場合、設置者は学校に対して必要な指導や（人的措置も含めた）適切な支援を行わなければならない（法第 28 条 3 項）。

(2) 調査組織

調査は、設置者又は学校の下に「組織を設け」て行うものとされている（法第 28 条第 1 項）。設置者又は学校は、調査組織を設けたときは、直ちに調査に着手するものとする。

（留意事項）

○ 設置者が調査組織を設ける場合

設置者が内部に調査組織を設ける場合と、いわゆる第三者委員会を設ける場合とが想定されるが、教育委員会に第三者委員会を設ける場合、その役割が教育委員会事務局の内部に設けられた調査組織による調査の補助にとどまるのであれば、その設置に際して条例の制定を要しない一方、第三者委員会に調査権限を付与するなど、教育委員会事務局からの独立性が高い組織とする場合は、教育委員会の附属機関となる以上、その設置に際して条例を制定する必要がある。

なお、設置者が内部に設けた調査組織が調査をする場合であっても、対象児童生徒が今後教育を受けるためにはいじめの存否に係る事実関係について詳細な事実認定が必要と判断されるときは、弁護士や警察OB等、事実認定に長けた外部の専門家に依頼し、学校が収集した情報の分析を依頼することも検討する。

○ 学校が調査組織を設ける場合

法第 22 条に規定するいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を母体とする調査組織を校内に設けて調査する場合と、いわゆる第三者委員会を設ける場合とが想定される。

なお、いじめ対策組織を母体とする調査組織が調査をする場合であっても、対象児童生徒が今後教育を受けるためにはいじめの存否に係る事実関係について詳細な事実認定

が必要と判断されるときは、弁護士や警察OB等、事実認定に長けた外部の専門家に依頼し、学校が収集した情報の分析を依頼することも検討する。

(3) 調査の実施方法

主として、対象児童生徒、保護者、教職員（学級・学年・部活動関係等）、関係する児童生徒等を対象とした聴取による調査を実施する。

聴取事項としては、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等が想定される。

なお、不登校重大事態の場合は、重大事態に至った時点で調査の準備作業が相当進んでいることから、調査は、それらの準備作業を整理する作業が中心となることが想定される。

ア 基本姿勢

対象児童生徒からの聴取に際しては、徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示し、いじめを行った児童生徒に対しては、その行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導を行うことを基本とする。

イ 対象児童生徒からの聴取にこだわらないこと

対象児童生徒の中には、その原因を話したがない者もいることを踏まえ、無理に対象児童生徒からの聴取を行うのではなく、周囲の児童生徒や教職員等から多角的に情報収集するなど、状況に応じた柔軟な対応が必要である。

ウ 方法の工夫等

聴取に際しては、自由に話させる、聴取を行う者の主観で発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問（二者択一等でなく回答内容が児童生徒に委ねられるような質問）をするなどの点に留意する。ただし、必要に応じ、ある行為をしたか否かを具体的に問うといった方法を探ることも検討する。

エ 聴取の環境や時間帯についての配慮

関係児童生徒からの聴取に際しては、特に聴取の環境や時間帯に配慮する。また、事前又は事後に保護者へ聴取内容を知らせ、家庭との連携を円滑に行うよう配慮する。

オ 平素からの報告及び記録の重要性についての意識涵養

調査を実施する前提として、各教員が、日常からいじめの疑いがある行為をいじめ対策組織へ報告し、組織的に共有した上で記録することが重要であり、校内研修等を通じ、報告及び記録の重要性についての意識を涵養しておく必要がある。

カ 重大事態に関する教職員の意識啓発の励行

調査を実施する前提として、学校及び設置者は次のような点に留意し、研修等の機会を通じて平素から教職員の意識を啓発しておくことが重要である。

- ① 重大事態の意義及び重大事態発生時の対応を各教員が正確に理解しておくこと
- ② 重大事態の調査は学校と設置者が連携して行うことが重要であること
- ③ 平素から、生徒指導の方針に係る保護者等への説明やいじめを認知し、又はいじめの疑いのある事案に係る情報に接した際の組織的な対応を励行すること

キ 資料の保管

調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果を記録した文書等）を誤って廃棄する等の不適切な対応が起こることのないよう、また、児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、各地方公共団体の公文書管理条例等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要がある。この点、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とすることが望ましい。

(4) 調査結果の取りまとめ

調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを書

面として取りまとめる。なお、書面の記載については「報告事項の例」を参照されたい。
(留意事項)

- ・ 対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。
- ・ 不登校重大事態に係る調査を実施中に対象児童生徒が学校復帰した場合は、その時点までの情報を取りまとめれば足りる。

報告事項の例

1. 対象児童生徒

(学校名)

(学年・学級・性別)

(氏名)

2. 欠席期間・対象児童生徒の状況

3. 調査の概要

(調査期間)

(調査組織及び構成員)

(調査方法)

(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)

4. 調査内容

① 行為Aについて

② 行為Bについて

③ 行為Cについて

※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。

※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。

④ その他(家庭環境等)

⑤ 調査結果のまとめ(いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む)

5. 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策

6. 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長(又は設置者)の所見

3 今後の支援方策

調査した内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、対象児童生徒が学校に復帰できるよう、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、今後の支援方策を検討することが重要である。その際、「児童生徒理解・教育支援シート」等の既存の資料を活用する。

(留意事項)

- ・ いじめがあったとの事実が確定された場合は、いじめを行った児童生徒への指導・支援方策についても記載する必要がある。
- ・ 対象児童生徒が不登校となっていることを踏まえ、支援方策をまとめるに当たっては、欠席している間の学習面・健康面の支援が必要であることにも留意する必要がある。

4 対象児童生徒・保護者への情報提供

法第28条第2項は、設置者又は学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものと定めている。

そのため、調査主体は、調査結果(今後の支援方策や再発防止策を含む。)を取りまとめた後、その内容を対象児童生徒及びその保護者に説明するものとする。その際、調査結果を取りまとめた書面を法定の報告先へ提出する際に、希望があれば、対象児童生徒又はその保護者の所見を記載した文書を添えることができる旨を説明する。

なお、上記説明に際しては、いじめを行ったとされる児童生徒を含む関係児童生徒のプライバシー保護にも配慮する必要がある。具体的には、公立の学校の場合は当該地方公共団体の個人情報保護条例において、国立の学校の場合は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律において、私立の学校の場合は文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインにおいて、それぞれ個人情報の第三者提供に関するルールが定められている以上、その範囲内で可能な限りの情報を提供する。

(留意事項)

- ・ 不登校重大事態に至る可能性のある事案については、重大事態に至る相当前の段階から調査の準備作業が進められる結果、重大事態に至る時点では、既に相応の情報が収集・整理された状態に至っていると考えられる。欠席が30日に到達する前後には、提供できる情報の範囲について具体的な方針を立て、重大事態に至った際にいじめを受けたとされる児童生徒及び保護者へ説明できるよう準備する。
- ・ 同時に、調査の対象となった児童生徒及びその保護者に対しても、対象児童生徒及びその保護者に調査結果を情報提供する旨を説明する。
- ・ 調査の結果、いじめがあったとの事実を確定した場合は、いじめをした児童生徒に対し、いじめは許されない行為であることを学校と家庭が連携して指導する必要があることから、当該児童生徒に加えてその保護者にも調査結果を情報提供する。その際、あらかじめ、対象児童生徒及びその保護者に対し、いじめをした児童生徒とその保護者に調査結果を情報提供する旨を伝え、理解を得るように努める。なお、いじめをした児童生徒とその保護者に対する情報提供に際しても、対象児童生徒のプライバシー保護に配慮すべきは当然である。
- ・ 当該重大事態に係るいじめそのものは一定の解消が図られた場合であっても、引き続き不登校の状況が継続することも少なくない。学校及び設置者は、対象児童生徒及び保護者に対し、調査結果のみならず学校復帰の支援策を提示し、理解を得よう努める。

5 結果についての地方公共団体の長等への報告

調査結果を書面に取りまとめた後、当該書面をもって法定の報告先へ報告する。報告を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ法第28条1項の規定による調査の結果について調査（いわゆる再調査）を行うことができるとされているので、再調査が行われる場合は、学校及び設置者は、調査を通じて得られた資料の再調査組織への提供その他の協力をする。

(留意事項)

- ・ 公立学校における重大事態に係る調査結果については、各地方公共団体における教育行政の責に任ずる教育委員会として把握しておくべき事柄であることから、教育委員会会議において、事務局から各教育委員に直接説明すべきである。
- ・ ただし児童生徒の個人情報が多く含まれることから、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要である